

インターロッキングブロック舗装 維持・修繕マニュアル

平成 29 年 4 月

一般社団法人 インターロッキングブロック舗装技術協会

発刊にあたって

昭和 49 年に我が国に導入されたインターロッキングブロック舗装は,歩道,公園,広場等の歩行者系道路をはじめとして,コミュニティ道路,商店街,駐車場などの車道にも適用され景観性,安全性に優れた舗装空間を創出してきました。導入後 40 年以上が経過し,その総施工面積は 2 億㎡に達しています。

一方で,このようなインターロッキングブロック舗装の目覚ましい普及により,経年変化による供用性の低下以外に,不適切な設計・施工による早期の損傷などの様々な破損が見られている実情もあります。また,電気,ガス,上下水道管などの地下埋設物工事の復旧工事の不良に起因する路面の損傷や景観性を損なう事例も多く認められています。

このような背景を踏まえて,当協会では平成 17 年に,車道を対象とした「インターロッキングブロック舗装の維持管理—破損原因の調査および評価と修繕のための対策について—」を発刊しました。その後,「インターロッキングブロック舗装設計施工要領」(平成 19 年度改訂版)に準拠し,歩道部の維持修繕を取り込んだ「インターロッキングブロック舗装 維持・修繕要領」を平成 20 年に刊行しています。これらの要領は,インターロッキングブロック舗装の維持・修繕の指針として活用されてきています。

しかしながら,近年インターロッキングブロック舗装の維持・管理を手がける道路管理者や舗装施工者の方々から,簡易で,分かりやすく,ポイントを絞ったマニュアルを望む声が協会に寄せられ,この度,「インターロッキングブロック舗装 維持・修繕簡易マニュアル」として取り纏め,発刊することになりました。

適切な維持管理そして修繕を行うことで,インターロッキングブロック舗装の耐久性が向上することをご理解頂きますとともに,多くの舗装技術者の皆様に有効に活用を頂けますよう心より念願するものです。

平成 29 年 4 月

一般社団法人インターロッキングブロック舗装技術協会
会長 中村俊行

目 次

第1章 本マニュアルの適用範囲

1.1 維持・修繕の考え方 -----	1
1.2 本マニュアルの適用範囲 -----	1

第2章 破損原因に応じた対策

2.1 概説 -----	3
2.2 修繕方法 -----	7
2.2.1 ILブロックおよび端部拘束物に起因する破損 -----	7
2.2.2 目地に起因する破損 -----	12
2.2.3 敷砂層に起因する破損 -----	13
2.2.4 路盤の支持力不足に起因する破損 -----	15
2.2.5 路床の支持力不足に起因する破損 -----	18
2.3 仕上がりの確認 -----	19

第3章 破損の調査

3.1 概説 -----	20
3.2 調査方法 -----	21
3.2.1 路面での調査 -----	21
3.2.2 開削による調査 -----	28

第4章 維持管理・メンテナンス

4.1 概説 -----	31
4.2 簡易調査 -----	33
4.3 定量調査 -----	34
4.4 調査結果の評価 -----	34